

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に銀行で納付していた。申立期間だけ経済的に困っていたわけではなく、その期間の私の分の保険料だけが未納となっているのは不自然であり調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫も申立期間を含む昭和 60 年 7 月以降の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 63 年 8 月 1 日、資格取得は厚生年金保険被保険者資格喪失日の 62 年 2 月 1 日に遡^{そきゅう}及して行われているが、手帳記号番号が払い出された時点において過年度となる 62 年 2 月から 63 年 3 月までの保険料が納付済みとなっていることが確認でき、遡^{そきゅう}及して資格取得した期間の過年度保険料を納付しながら申立期間の保険料を納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和46年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月から同年7月までは8万6,000円、同年8月から46年3月までは10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

昭和28年に高校卒業後、B株式会社に就職し、43年4月1日から46年3月31日まで関連会社のA株式会社に出向したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社保管の「社員カード」から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和45年4月1日とされている。

しかしながら、社会保険庁が保管するA株式会社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和45年8月の月額変更届に基づく標準報酬月額が「100千円」と記載されているところ、取消線で抹消され、^{そきゅう}遡及して同年4月1日に資格喪失されていることが確認でき、この月額変更の記録を前提とすると、申立人が同年4月1日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、申立人と同日に資格喪失している者で、申立人と同様に昭和45年8月の月額変更の記録を取消線で抹消され、資格喪失日を同年4月1日に^{そきゅう}遡及訂正されている者がほかに一人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について昭和 45 年 4 月 1 日とした届出を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は、当該事業所の「社員カード」の記録に基づき、申立人が主張する 46 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 45 年 4 月から同年 7 月までは 8 万 6,000 円、同年 8 月から 46 年 3 月までは 10 万円とすることが妥当である。

秋田国民年金 事案 582

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から41年1月まで
昭和42年の夏ごろ、A市町村役場の職員が自宅に来て、私が研修でB国に行っていた3年間の国民年金保険料が未納であり、このままでは将来年金がもらえない可能性があると言われ、その場で一括納付した。亡くなった父が1万円を出して何千円かおつりを手にしたと思う。領収書等の記憶は無いが、未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和42年の夏ごろ、自宅に来た市町村役場職員に父が一括納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和35年12月13日、資格取得は36年4月1日であるが、38年1月12日にいったん資格の喪失手続きをし、42年7月18日付けで同年4月1日に遡^{そきゅう}及して再取得していることが確認でき、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、申立人の父親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できずとも、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社団法人Cが保管する申立人の「D労務者カード」により、申立人は昭和38年3月12日から41年1月27日までB国に派遣されていることが確認でき、申立期間のうち海外に在住していた期間は国民年金の任意加入期間となるため、申立人はB国に在住していた期間について、帰国後遡^{そきゅう}及し

て国民年金に加入することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月8日から同年10月1日まで
A株式会社B支店で、申立期間においても続けて勤務していた。その間も、健康保険証を返却した記憶は無く、厚生年金保険に引き続き加入していたはずである。申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとされるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する退職慰労金計算書から、申立人が申立期間において、A株式会社B支店に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和20年12月15日に被保険者資格を取得した後、25年7月8日に被保険者資格を喪失し、申立期間直後の同年10月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人と同様に昭和25年7月に被保険者資格を喪失している同僚は、「昭和25年は労働運動が盛んで、3か月から4か月の間、ストライキをしていた。その争議に参加した者は、全員いったん解雇になり、その後希望者のみが再雇用になった。」と証言しており、申立人と同様に雇用保険の記録は継続しているものの、厚生年金保険の被保険者資格については、いったん喪失した後に再取得している者が多数確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B支店に係る50音順被保険者名簿によれば、昭和25年7月に資格喪失している者は1,404人中158人、「C都道府県労働運動史第一巻」によると、労働争議で解雇通知された者の人数は195人と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「当時労働組合に入らないと仕事ができないと言われ労働組合に入った。ストライキがあり何日か休職した。」「争議後も続けて働き給料も支払われていた。」と主張するところ、申立人がストライキに参加していないことをうかがわせる同僚の証言は得られなかった上、同僚は、「労働争議後は休職していた。その間、組合から紹介された仕事をしており、会社からは給料が支払われていなかったと思う。」と証言している。

ほかに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月8日から同年10月15日まで
② 昭和57年3月1日から58年5月1日まで
③ 昭和59年4月1日から60年11月1日まで

昭和20年10月にA株式会社B支店に入社し、厚生年金保険には21年1月15日に加入した。その後、62年10月まで継続して勤務した。

しかし、正社員として勤務した申立期間①と、昭和57年2月の定年退職後に契約社員として勤務した申立期間②及び③における厚生年金保険加入記録が無いとされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当時、A株式会社B支店における労働争議には参加したが、直属の上司から、ストライキから仕事に戻れば休んだ分はすべて無効にしてやると言われた。」と主張するところ、複数の同僚から、「A株式会社B支店は、昭和25年7月、ストライキを行った従業員全員の解雇を行い、その後希望者のみを再雇用した。」との証言が得られた上、「C都道府県労働運動史第一巻」の中に、「(昭和25年)7月4日にD分会E班20名が単独でストライキに突入したのが始まりで、7月8日にはD分会傘下22班のうち6班がストライキに入った。」、「労働争議に参加した195人に解雇通知が発送された。」との記録があり、当時、申立人を含むA株式会社B支店の労働組合員が労働争議に参加し、労働争議に参加した者には解雇通知が発送されたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B支店に係る50音順被保険者名簿によれば、昭和25年7月1日から同年7月15日にかけて、

1, 404 人中 158 人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人についても同年 7 月 8 日にいったん被保険者資格を喪失し、同年 10 月 15 日に再取得していることが確認できる。

- 2 申立人は、「昭和 57 年 2 月 26 日に定年退職した後、引き続き契約社員として勤務したので、申立期間②及び③において厚生年金保険加入記録が無いとされるのは納得できない。」と主張するが、申立期間②及び③において厚生年金保険加入記録のある同僚に聞き取りしたところ、申立人を明確に記憶している者はおらず、申立人の申立期間当時の勤務実態や勤務期間を確認することができない。

また、申立人の A 株式会社 B 支店における定年退職後の厚生年金保険加入記録を調査したところ、昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間及び 60 年 11 月 1 日から 62 年 11 月 1 日までの期間の加入記録は確認できるものの、申立期間②及び③の加入記録は見当たらない上、申立人は、申立期間②について、「健康保険の任意継続被保険者であった。」と記憶していることから、当該期間は厚生年金保険には加入していなかったものと推認される。

さらに、申立期間②及び③については、雇用保険の記録においても同様に加入記録が無いことが確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②直後の昭和 58 年 5 月 1 日における資格取得時の整理番号と、申立期間③直後の 60 年 11 月 1 日における資格取得時の整理番号とが異なっていることが確認でき、申立期間②及び③において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

- 3 加えて、A 株式会社 B 支店では、「申立期間①、②及び③当時の関係資料が無く、詳細は不明である。」と回答しており、これらの申立期間当時の雇用状況及び厚生年金保険の取扱状況について確認することができない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年3月26日まで
② 昭和18年5月1日から19年5月1日まで
③ 昭和20年8月15日から21年7月1日まで

A所で教育を受けた申立期間①については、B株式会社から給料が支給されていた。同所を卒業して同社C事業所に入社し、昭和19年5月に徴用命令を受けるまでの申立期間②においては、C事業所D現場に勤務した。

また、昭和20年8月の終戦時から、21年5月のE港上陸、復員を経て、21年7月1日にB株式会社F事業所に勤務するまでの申立期間③も、厚生年金保険に加入していた。

いずれの申立期間も厚生年金保険料が控除されていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A所在籍中は、B株式会社から給料が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張するところ、複数の同僚の証言から、申立人が昭和17年4月から18年3月まで同所に在籍していたことは推認される。

しかしながら、B株式会社が保管する従業員台帳において、昭和17年度に同所に在籍していた記録のある4人についても、厚生年金保険の加入記録は見当たらず、申立人の同僚の一人は、「保険料の控除は無かった。」と証言している。

また、同所がG所と改称した昭和18年度以降の在籍者については、厚生年金保険の加入記録が確認できることから、17年度までの在籍者については厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

なお、B株式会社は、「A所は教育の場であり事業を行う所ではないが、

B株式会社が運営していたと思われる。教育期間中は、給料等は支払われていたと思われるが、それを証明する資料等は残されていない。したがって、社会保険料等が控除されていたかどうかは不明である。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C事業所D現場に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張するところ、複数の同僚の証言、及びB株式会社が保管する従業員台帳において、申立人が昭和18年4月1日からC事業所D現場に、19年1月26日から同事業所H現場に勤務し、同年5月1日から陸軍徴用となったことが記録されていることから、申立人が18年4月1日から19年4月30日までC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の労働者年金保険法において、「C地域」は外地であり、外地にある事業所は同法の適用事業所ではなかったことから、B株式会社C事業所に勤務していた期間は、労働者年金保険の被保険者となることはできなかったものと推認される。

また、申立期間当時のC事業所I現場に勤務していた者が保管していた昭和19年6月から同年8月までの期間及び20年1月（これらの期間は徴用期間）の給料精算書には、年金保険料控除の記載は見当たらない（当該控除欄自体が無い）ところ、申立人は、「共済会費40銭とあるのが年金保険料ではないか。」と主張するが、19年6月当時の保険料額の試算額（1円60銭）とは一致しない。

さらに、従業員台帳においてC事業所の勤務記録がある8人についても、C事業所に勤務した期間の厚生年金保険加入記録は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和20年8月の終戦時から21年7月1日にB株式会社F事業所に勤務するまでの期間も、厚生年金保険被保険者期間である。」と主張するところ、J都道府県K部L課が交付した軍歴証明書により、申立人は、昭和19年5月1日から21年5月8日まで陸軍傭人待遇として国民徴用令により徴用された準軍属であったことが確認できる。

このため、徴用期間中はB株式会社C事業所から給与の支払いを受けていたことになり、申立期間②と同様、外地にある事業所は適用事業所ではなかったことから、申立期間③についても、労働者年金保険の被保険者となることはできなかったものと推認される。

また、社会保険庁の記録から、申立人が昭和21年7月1日にB株式会社F事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことは確認できるが、その直前の期間（申立期間③のうち、昭和21年5月8日から同年7月1日まで）において、厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。

4 このほか、申立期間①、②及び③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 48 年 1 月まで

入社日に多少のずれがあるかも知れないが、申立期間にA海岸の近くのB株式会社に勤務していた。勤務している間の昭和46年10月に次男が生まれ、健康保険から配偶者分べん費をもらったことを覚えているし、当時は妻が会社の食堂で賄いのアルバイトをしていて、会社の食堂の真向かいの正社員が入れる家族部屋に家族で入居していたので、正社員として厚生年金保険に加入していたはずである。同僚の名前は覚えていないが、間違いなく勤務していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和47年3月中旬から48年1月までの期間については、B株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和46年6月から47年3月上旬までの期間について、申立人及びその妻がB株式会社に勤務していたことを記憶している同僚はおらず、申立期間について同社に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、申立人は、「昭和46年10月の次男出産時に健康保険から配偶者分べん費をもらったので、B株式会社に勤務していたはずである。」と主張するところ、次男出産時に手伝いに行った申立人の妻の妹は、「姉の夫は、当時、まぐろを運ぶ保冷車を運転していた。」と証言している上、社会保険庁の記録から、昭和47年2月1日から同年3月11日までの期間はC有限会社での厚生年金保険加入が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、46年9月から47年3月11日までの期間は、C有限会社に勤務していたも

のと推認される。

さらに、申立人は、「正社員が入れる会社の家族部屋に入居していたので正社員として厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張しているところ、B株式会社の元取締役は、「アルバイトでも日雇作業員であっても、家族がいれば家族部屋には入れていた。」と証言している上、ほかに申立人が正社員として勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間に係るB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に記録の不備をうかがわせる欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から46年1月31日まで
昭和37年5月ごろから46年1月まで、A地域にあった株式会社BのC事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとのことだった。同社で事務を担当していたDさんは、「最初は労災保険のみの加入だったが、昭和40年2月1日から従業員全員が厚生年金保険と失業保険に加入となったと記憶している。」と言っているので、申立期間の厚生年金保険加入記録について調査してほしい。また、申立期間当時、娘の治療のために会社から渡された健康保険証を使った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A地域の現場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社BのC事業所で会計及び給与計算事務を担当していたD氏は、「昭和40年2月1日から全従業員を健康保険、厚生年金保険及び失業保険に加入させるようになった。私は38年4月から勤務しているが、申立人はいなかったと思う。」と証言している上、申立人が記憶している当時の同僚等4人については厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人については雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人が記憶している当時の同僚等4人全員が、「申立人と一緒に仕事をしたことはない。」と証言しており、申立人が申立期間当時、株式会社BのC事業所に在籍して勤務していたことは確認できないとともに、株式会社Bでは、「当社が保管する社員的人事記録には申立人の記録は無く、当社と申立人が直接の雇用関係にあったとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人は、「娘の治療のために健康保険証を使用していた。」と

主張しているところ、E病院が保管する当時のカルテから、その当時使用した医療保険は国民健康保険であったことが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和40年7月から同年12月までの期間及び41年7月から同年11月までの期間において、F事業所での申立人に係る雇用保険の記録が確認できる上、F事業所の当時の社員は、「申立人と一緒に勤務していた。G業が不振になったので作業員を人夫出ししていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 568

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年7月1日まで

A事業所に昭和28年4月1日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が29年5月1日から同年8月19日までしかなく、28年4月から同年6月までの加入記録が無いのは納得できない。調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間において、A事業所に期間日給労務者として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年5月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人は、同事業所が厚生年金保険適用事業所となった29年5月1日と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる（当該厚生年金保険加入期間は、その後B共済組合に移管されている。）。

また、申立人が同僚であったと記憶する一人についても、厚生年金保険の加入は昭和29年5月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、現在、申立人は申立期間の直後の昭和28年7月1日からB共済組合に加入している記録となっているが、申立期間が共済組合加入期間となっていない理由について、A事業所では、「共済組合に加入するためには、加入の要件となる所定の待期期間を満たす必要があるが、昭和28年4月は勤

務日数が所定の 22 日以上無かったため、共済加入のための待期期間とはならず、同年 5 月及び 6 月の 2 か月間は共済加入の要件である職員に準ずる者に認定するための待期期間だったので、これらの期間は共済加入期間とはなっていない。」と回答している上、同僚も、「2 か月間は共済年金に加入できなかった。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月ごろから46年3月ごろまで
② 昭和46年11月15日から47年3月1日まで
③ 昭和47年11月14日から48年3月31日まで
④ 昭和48年11月14日から49年3月16日まで
⑤ 昭和50年1月10日から同年4月4日まで

昭和45年の冬から50年の春にかけて、計5回、冬場のみA都道府県にあったB株式会社に出稼ぎに行った。自分が入っていたかどうかまでは覚えていないが、年金の話聞いたような記憶があり、もしかしたら厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から申立人がB株式会社に勤務していたことが推認でき、申立期間②から⑤までについては、同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B株式会社の元経理事務員は、「地方からの出稼ぎについては、厚生年金保険の加入は無かった。申立人もその中の一人だった。」と証言している上、申立人及び元経理事務員が申立人と一緒に出稼ぎに来ていたと記憶する同僚8人についても、申立人と同様に同社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚のうちの一人は、「他の人は分からないが、自分がB株式会社に出稼ぎに行った際、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は無く、被保険者整理番号に欠番もみられない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。